

りれきJIO's(住宅履歴情報サービス)のご案内

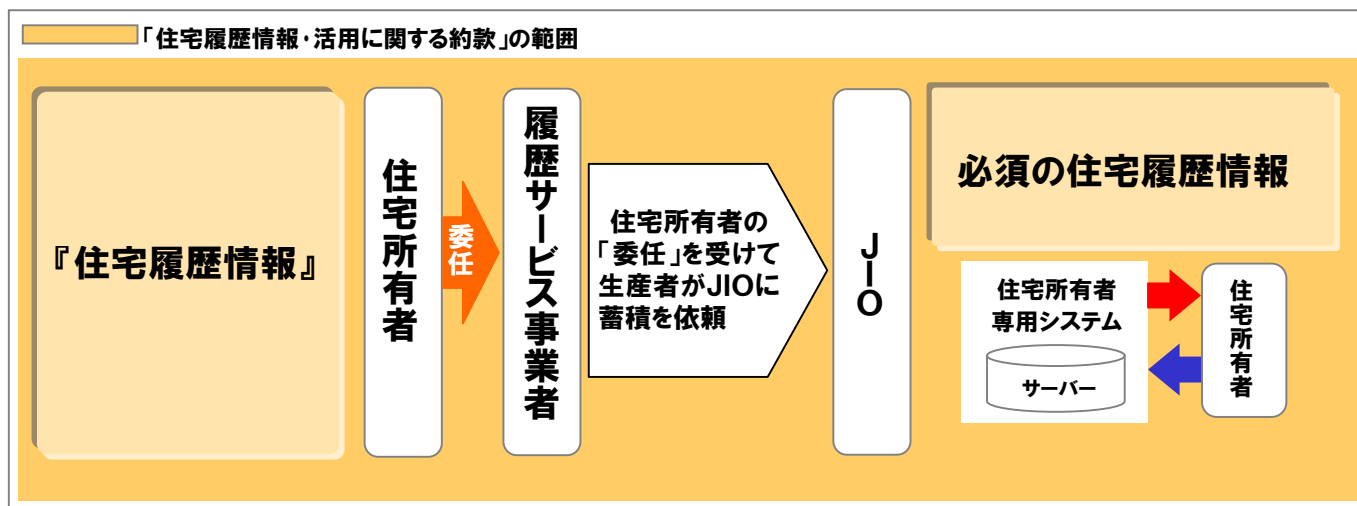
新築住宅やリフォーム工事の内容を登録・蓄積します。

■住宅履歴情報とは

住宅履歴情報とは、住宅の設計、施工、維持管理、権利及び資産等に関する情報をいいます。きちんと手入れして、長く大切に使う。そのために、住宅所有者様が新築・リフォーム・修繕等の記録を蓄積・活用していく『住まいの履歴書となる』大切な情報です。

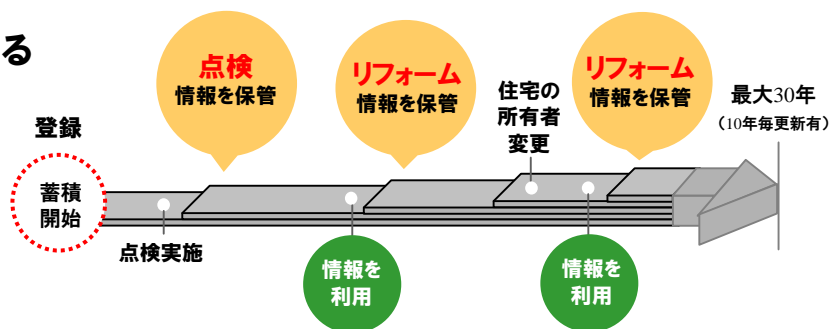
■りれきJIO's(住宅履歴情報サービス)のしくみ

JIO 住宅履歴情報サービスとは、住宅所有者様の住宅履歴情報を、予め JIO に履歴登録した事業者(以下、「履歴サービス事業者」といいます。)が蓄積のお手伝いをします。その情報を JIO がお預かりし、長期間蓄積するサービスです。



■住宅履歴情報を蓄積することによる住宅所有者様のメリット！

計画的な維持管理	過去に実施されたリフォームやメンテナンスの記録が残るので、必要な維持管理計画が的確に立てられます。
合理的なリフォーム	住宅履歴情報を活用して、効率的な改修・リフォームの計画を立てることができます。
売買に有利	維持管理等の記録がある住宅は将来、売却する時にも、購入者にとって安心できるので、住宅の資産価値が適切に評価されます。



■住宅履歴情報の契約期間

契約期間: 10年間 (蓄積期間は最大で30年間)
更新方法: 10年ごとに最大で2回の更新が可能です。

住宅履歴情報の蓄積が必要な補助事業に対応できるよう各種証明書の発行対応も行っております。

■戸建住宅による新築時の蓄積区分例

蓄積する情報の種類により項目を分けて保管いたします。

項目名		項目名の説明
A1	建築確認	新築住宅の完成までに、建築確認や完了検査などの諸手続きのために作成された書類や図面
A2	住宅性能評価	住宅性能表示制度に基づく住宅性能評価書や性能評価を受けるために作成された書類や図面
A3	長期優良住宅認定	長期優良住宅の認定の手続きのために作成される書類や図面
A4	新築工事関係	住宅が竣工した時点の建物の現況が記録された各種図面や書類で、完成までの様々な変更が反映されたもの
	未整理情報一時保管	上記の項目に該当しない図面、書類、写真等

■共同住宅の場合

共同住宅の住宅履歴情報も『いえかるて』に準じ、新築時、維持管理等の保管も可能です。共同住宅の共用部分と専有部分を紐付けし蓄積することはできません。あらかじめご了承ください。

住宅履歴情報蓄積サービス1件の申込で蓄積できる共同住宅(区分登記あり)の専有部分は1つです。複数の専有部分を登録する場合には、それぞれ専有部分ごとに申込が必要となります。

■リフォーム工事から蓄積の場合

蓄積容量が30MBを超える場合または、リフォーム・増改築の情報蓄積時に、「新築時に関する関係書類(確認申請、検査報告書等)」を有する場合は、「新築住宅」で申込が必要です。

詳細については最寄りのJIO各支店にお問合せください。

お手続きのご案内

住宅履歴情報のご利用にあたっては住宅所有者様からのお申込が必要になります。

①「履歴サービス事業者」よりサービスの内容や料金について説明を受けてください。

②履歴サービス事業者より「住宅履歴情報蓄積・活用に関する約款」をお受け取りの上、内容をよくご確認ください。

③「住宅履歴情報蓄積サービス申込書兼委任状」をご記入ください。

住宅履歴情報の登録を「履歴サービス事業者」が代行して行います。

④「ユーザーID・パスワード」「住宅履歴情報預かり票」、及び「共通ID」をJIOから住宅所有者様へ郵送いたします。情報の登録が終わり、ID・パスワードが発行された後は、住宅所有者様がインターネットを通じて、いつでも情報の取り出し、追加登録ができるようになります。



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人
国土交通大臣登録 住宅性能評価機関

株式会社 日本住宅保証検査機構